

青森県道路法施行細則の一部改正（案）の概要

1 告示の趣旨

防災上重要な路線について、災害時の通行の確保に資することを目的として、県管理道路を道路法上の沿道区域及び届出対象区域として区域指定を行うため、沿道区域及び届出対象区域の指定にあたり必要な沿道区域の指定に係る基準及び届出対象区域に関し必要な事項を定める「青森県道路法施行条例」の一部改正に伴って、届出対象区域内における行為の届出や提出書類等について定めるため、「青森県道路法施行細則」の一部改正を行います。

2 改正の内容

- ・届出対象区域等を明示する平面図の縮尺
 - ・届出対象区域等を明示する平面図の縦覧場所
 - ・届出対象区域内における行為の届出
 - ・届出対象区域内における行為の届出書の添付書類
- に関する規定を定める。

3 施行日

公布の日から施行する。